

5月1日から 戸籍のルールが 変わります



する必要があります。ところが、最近、他人が勝手にうその届出をして、戸籍に真実でない記載がされるといふ事件が起っています。そこで、戸籍に真実でない記載がされないようにするため、届出の際の本人確認などを法律上のルールにすることにしました。

Q 具体的にはどのような取扱いがされるのですか。

A 結婚、離婚、養子縁組、養子離縁、認知という5つの届出(以下「結婚などの届出」といいます)について、必ず戸籍の窓口に来た方の本人確認を行うこととなります。そして届出の本人であることの確認ができなかった場合には、確認できなかった本人に対して、「結婚などの届出」が受理されなかったことを通知することになります。さらに、自分自身が窓口に来たことが確認できない場合には、「結婚などの届出」を受理しないように申し出をすることができるようになります。

Q 本人確認は、どのような方法で行うのですか。

A 戸籍の窓口に来た方について、運転免許証、写真付きの住民基本台帳カードなどの書類の提示を受ける方法によ

って本人確認を行います。

Q 戸籍の証明書を取得する要件や手続きなどを厳しくするのはどうしてですか。

A 戸籍の証明書には、結婚したことや離婚したことなどの個人情報に記載されていますから、他人に不正に取得されないようにする必要があります。ところが、戸籍の証明書についても、最近、不正に他人の戸籍の証明書を取得するという事件が発生しています。そこで、戸籍に記載された個人情報保護するため、戸籍の証明書を取得する要件や手続きなどを厳しくすることとしたのです。

Q 具体的にどのような厳しくなるのですか。

A 他人の戸籍の証明書を取得するには、自分の権利を行使したり、自分の義務を履行したりするために戸籍の証明書が必要な場合や国または地方公共団体の手続に戸籍の証明書が必要な場合など、正当な理由がある場合に限ることになります。そして、そのような正当な理由があることを、請求書に詳しく記載することが必要となります。また、戸籍の証明書を請求する際にも、必ず本人確認を行うこととなります。本人確認

の方法は、結婚などの届出の際の本人確認と同じように、運転免許証、写真付きの住民基本台帳カードなどの書類の提示を受ける方法によって行います。さらに、代理人や使いの方が請求する場合は、代理権限などの確認も行いこととなります。

Q その他に法律が改正された点はありますか。

A 不正な手段で他人の戸籍の証明書を取得した者に対しては、新たに刑罰が科されることとなります。

問合せ先

困市民窓口グループ
☎52-11111(内線214・218)

「労働契約法」の施行

労働契約法は、第168回臨時国会で可決成立し、平成20年3月1日から施行されています。

この法律は、就業形態・就業意識の多様化が進み、労働者ごとに個別に労働条件が決定・変更される場合が増え、個別労働関係紛争も増加傾向にあることを受け、労働契約法という一つの体系として労働契約の成立、変更、終了等に関する基本的なルールを明らかにしたものです。厚生労働省・愛知労働局・労

働基準監督署では、同法の円滑な施行に向け、法律の内容をわかりやすく示したパンフレットを作成し、さまざまな機会をとらえ、同法の周知に努めています。

問合せ先

・県監督課
☎052-972-0253
・刈谷労働基準監督署
☎21-48805

救命講習会

会場	刈谷消防署	安城消防署
講習会名	普通救命講習会 I	小児・乳児応急手当講習会
開催日時	4月18日(金) 午前9時～正午	4月19日(土) 午前9時～11時
定員	先着20人	先着15人
申込先・詳細	無料 4月5日(土) 午前9時から募集開始 ☎23-1299救急係へ	無料 4月5日(土) 午前9時から募集開始 ☎75-2494救急係へ
対象者	碧海5市在住、在勤の方。※いずれの会場でも受講できます。	